時間外勤務及び休日勤務に関する協定書（例）

　高知県立○○○○学校長○○○○（以下「甲」という。）と高知県立○○○○学校職場代表○○○○（以下「乙」という。）は、働き方改革を推進するための関係法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）別表第１の第12号職場における職員の時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）は、法の定めるところにより実施することとして、次のとおり協定する。

（時間外勤務等の命令）

第１条　甲は、緊急の場合又は期日が定められた業務を処理するために必要があるときは、甲の所属する県立学校の職員に対して、所定労働時間を超えて時間外勤務等を命ずることができる。

（時間外勤務を命ずることができる業務の種類）

第２条　時間外勤務の具体的事由、業務の種類、職員数については次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間外勤務の具体的事由 | 業務の種類 | 職員数 |
| 予算執行・管理業務、決算業務、 扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 | 学校事務職員 | 　　　名 |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等 | 学校栄養職員 | 　　　名 |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事、施設維持管理、動植物管理等 | 技能職員 | 　　　名 |

（延長することができる勤務時間）

第３条　この協定によって延長することができる時間外勤務時間数は、所定の１日の勤務時間が７時間45分、１週38時間45分を超えて延長する勤務時間数とし、その勤務時間は、１日4時間、１月45時間、１年360時間以内とする。

（育児・介護職員の制限）

第４条　育児又は家族介護を行う職員の時間外勤務については、学校事務職員、学校栄養職員にあっては公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年12月21日条例第46号）、技能職員にあっては技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年12月28日訓令第51号）によるものとし、時間外勤務の時間数は、１日３時間、１月24時間、１年150時間以内とする。

（週休日及び休日の勤務時間に関するもの）

第５条　週休日の勤務は１月につき４日を超えて行わないものとする。週休日及び休日における１日の時間数は７時間45分以内を基本とする。

勤務の具体的事由、業務の種類、職員数、労働させることができる法定休日の日数及び労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻については次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤務の具体的事由 | 業務の種類 | 職員数 | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
| 予算執行・管理業務、決算業務、 扶助費等の給付業務、学校行事、施設維持管理業務等 | 学校事務職員 | 　　名 | １か月４日以内 | 　8:30～17:00（7時間45分） |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事等 | 学校栄養職員 | 　　名 |
| 年度初め年度末の学校準備事務、学校行事、施設維持管理、動植物管理等 | 技能職員 | 　　名 |

第６条　第３条から第５条の時間数にかかわらず、時間外勤務及び休日勤務を合算した時間数は、１箇月について100時間未満、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は令和２年４月１日から令和３年３月31日までとする。

この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲と乙とが記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和２年３月　日

　　　　　　　　　　　　　（甲）使用者　　高知県立○○○○学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　　○○　○○　印（職印）

　　　　　　　　　　　　　（乙）職場代表　高知県立○○○○学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　　○○　○○　印